

特集

NPM で公立病院は再生するか

自治体病院の経営悪化が深刻化している。公営企業としての病院事業総数 669 のうち、赤字事業数割合は、2004 年度が 66%、2005 年度 69%と増加傾向にあったが、2006 年度は 79%と急速に悪化した。運営されている病院数は 2006 年度で 968 病院、地方公営企業法の繰出し基準に基づいて一般会計等から総額約 7,000 億円の繰入金が入入されているが、なお 2,000 億円の赤字で、これまでの累積赤字総額は 1 兆 9,000 億円に上るといふ。

自治体病院の特質は、強固な基盤に立った公務員組織が医療を提供するところであり、住民からの一定の信頼を得る一方で、給与や人事の体系が硬直的で、環境に応じた柔軟な運用が困難であるために様々な問題を生じているといふ。今、改めて公立病院の経営のあり方が問われ、NPM(New Public Management)が提唱されている。そこで、NPM の概念とその意義、公立病院に適用された場合に期待される有効性などについて総論的に論じてもらうこととする。

総務省は、最近の自治体病院の経営状況を受けて、「公立病院改革ガイドライン」を示して、病院事業を行う自治体は 2008 年度中に改革プランを策定することを求めている。また、2007 年成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、公営企業会計を含む連結実質赤字比率等を健全化判断指標として適用しようとするもので、今後の自治体病院の経営に及ぼす影響は大きい。このような行政の方針と公立病院改革の最近の動向について解説を受ける。

すでに少なからぬ公立病院では経営形態の見直しに関する検討が進んでおり、一定の普及を見た地方公営企業法の全部適用から、地方独立行政法人や指定管理者方式への見直しの方向を示している。一部ではすでに移行しているが、それぞれの経営形態の特徴と最近の動向を認識しておきたい。また、このような経営形態の見直しにおける中心的な論点の 1 つとなっている自治体病院事業管理者の責任と権限について、当事者の立場から総括をしていただくことは有益であろう。一方、NPM の有効な手法として期待されている PFI(Private Finance Initiative)の事例が増えているが、病院における適用にはいくつかの問題点も指摘されている。これまでの病院 PFI 事業の総括と今後の課題についてとりまとめて紹介してもらうこととする。

公立病院の経営改革に向けた取り組みの中で、経営形態の見直しの動向が注目される。特に、地方自治法の改正で導入された「指定管理者制度」が、病院事業においても普及しつつある。指定管理者制度の事例を紹介してもらうとともに、先行した独立行政法人の現況について報告を受けたい。

大道 久

日本大学医学部医療管理学教授